平成２９年（フ）第５４９０号
東京都江東区東陽４丁目12―20―506
債務者　山本　朋樹
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４９１号
東京都江戸川区東葛西１丁目42―９　第10パナハイツ吉野201
債務者　高橋　　文
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４９３号
東京都足立区谷中１丁目23―15
債務者　鈴木　　弘
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５０７号
東京都東村山市本町４丁目３－１　第２フジビル102
債務者　石川　茂美
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５０９号
東京都中野区本町６丁目31―13―205
債務者　小松尾正平（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４５号
北海道旭川市２条通21丁目１番地の37　ヴィプレ２条Ｂ205号室
債務者　杉野　剛史
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４７号
北海道旭川市忠和５条１丁目１番３号　新都ハイツ102号室
債務者　野村麻衣子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７０２号
大阪府門真市東田町18番６―305号
債務者　博野　　譲
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７４６号
大阪市淀川区野中北２丁目１番27―412号
債務者　鉾之原一徳
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８６５号
大阪府東大阪市荒本１－７－28―406、住民票上の住所大阪府八尾市松山町２丁目11番26号　菱岡方
債務者　瀬川　航輝
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８６６号
大阪府東大阪市荒本１－７－28―406、住民票上の住所大阪府岸和田市畑町１丁目６番７―202号
債務者　瀬川　雄飛
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０４８号
大阪府豊中市中桜塚５丁目23番４―501号
債務者　中村　夕子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０５１号
大阪市東住吉区田辺１丁目５番26号
債務者　辻　由喜子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０６２号
大阪府東大阪市六万寺町３丁目８番24号　サニーコートⅠ　303号
債務者　前田　理絵（旧姓籔本）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５９号
栃木県那須塩原市西三島６丁目147番地16　ナスハイツＮｏ１―203号
債務者　田部　典子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係